



# 福岡市消防局からのお知らせ



福岡市危険物規制規則の一部改正により、  
令和5年11月1日から許可書等の取扱いが変わります！！

## ① 「許可書」及び「認可書」を廃止しました！

様式第2号 許可書

製造所等の別	
設置者	住所
	氏名
設置場所	
備考	
指令第号	設置許可変更
年月日	

福岡市長

様式第2号 製造所危険物貯蔵所設置許可申請書取扱所

年月日

指第号  
年月日  
申請を許可します  
福岡市長

申請者 住所 (電話)  
氏名

設置場所

設置場所の地域別 防火地域別 用途地域別

製造所等の別 貯蔵所又は取扱所の区分

危険物の類、品名(指定数量)、最大数量 指定数量の倍率

位置、構造及び設備の概要(規則第条第項)  
(規則第条第項)

危険物の貯蔵又は取扱方法の概要

着工予定期日 完成予定期日

その他の必要な事項

※号は欄 ※経通欄 ※手数料欄

許可年月日  
許可番号

05.11.01  
福岡市消防本部

備考  
1 指第号の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。  
3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。  
5 位置、構造及び設備の概要に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条項を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条項の記載がさらに必要な場合は( )内に記載すること。  
6 ※印の欄は、記入しないこと。

申請書に許認可印の押印  
(許認可番号及び日付記入)をもって、  
従前の許可書等と同等のものとして運用します。

## ② 「仮使用の掲示板」の掲示義務を廃止しました！

様式第4号

消防法による仮使用承認済

製造所等の別	
承認年月日・番号	年月日第号
承認行政庁名	

## ③ 「許可書」の再交付の規定を廃止しました！

令和5年11月1日以降、「設置(変更)許可書」の再交付は行いません。  
(令和5年11月1日以前に許可を受けた危険物施設の許可書等についても同様です。)  
そのため、危険物施設を廃止する際は、「許可書」の提出は不要です。

上記の取扱いについて、ご理解いただきますようお願いいたします。



## 問い合わせ先

福岡市消防局 予防部 指導課 危険物係  
TEL:092-725-6991

# 根拠条文

福岡市危険物規制規則 昭和43年4月1日 規則第36号

令和5年10月23日 福岡市規則第104号 公布

## (製造所等の許可)

第4条 市長は、法第11条第2項の規定により製造所等の設置又は変更の許可をしたときは、当該許可に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する。

## (仮使用承認の申請)

第5条 市長は、法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認をしたときは、当該承認に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する。

## (予防規程の認可)

第7条 市長は、法第14条の2第1項の規定により予防規程の制定又は変更の認可をしたときは、当該認可に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する。

## (製造所等の譲渡等の届出)

第11条 (略)

2 法第12条の6の規定による製造所等の用途廃止の届出には、完成検査済証を添付しなければならない。

## (タンク検査済証等の再交付)

第12条 省令に定めるタンク検査済証及び保安検査済証(以下この条において「タンク検査済証等」という。)の交付を受けた者が、亡失、滅失、汚損、破損その他の理由により当該タンク検査済証等の再交付を受けようとするときは、タンク検査済証等再交付申請書(様式第13号)により市長に申請しなければならない。

2 タンク検査済証等の汚損又は破損により前項の規定による申請をする場合は、申請書に当該タンク検査済証等を添えて提出しなければならない。

3 タンク検査済証等を亡失してその再交付を受けた者は、亡失したタンク検査済証等を発見した場合は、速やかにこれを市長に提出しなければならない。